

2. 地下水水質測定結果

(1) 水質測定の概要

水質汚濁防止法第15条の規定に基づき、地下水水質の状況を監視している。
平成26年度は15本の井戸で実施した。

① 調査種類

- 概況調査：地域の全体的な地下水質の状況を把握するための調査
- 継続監視調査：汚染が確認された地域について地下水の動向を継続的に監視するための調査

② 調査項目

カドミウム等28項目（別表 地下水の水質汚濁に係る環境基準のとおり）のうち必要な項目

(2) 測定結果の概要

① 概況調査

9本の井戸を調査した結果、高木瀬町および高木瀬西の各1本の井戸から硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素が検出されたが環境基準値以下であった。

② 継続監視調査

6本の井戸を調査した結果、久保泉町の1本の井戸から環境基準値を超えた1,2-ジクロロエチレンが検出された。また、大財北町の1本の井戸から環境基準値を超えたふっ素が検出された。

別表 地下水の水質汚濁に係る環境基準

平成9年3月13日付け環境庁告示第10号（最終改正 平成26年11月17日付け環境省告示第127号）

No	項目	環境基準	測定方法
1	カドミウム	0.003 mg/L 以下	規格 K0102 の 55.2,55.3 又は 55.4 に定める方法
2	全シアン	検出されないこと	規格 K0102 の 38.1.2 及び 38.2 に定める方法、規格 K0102 の 38.1.2 及び 38.3 に定める方法又は規格 K0102 の 38.1.2 及び 38.5 に定める方法
3	鉛	0.01 mg/L 以下	規格 K0102 の 54 に定める方法
4	六価クロム	0.05 mg/L 以下	規格 K0102 の 65.2 に定める方法（ただし、規格 K0102 の 65.2.6 に定める方法により塩分の濃度の高い資料を測定する場合にあっては、規格 K0170-7 の 7 の a）又は b）に定める操作を行うものとする。）
5	ヒ素	0.01 mg/L 以下	規格 K0102 の 61.2,61.3 又は 61.4 に定める方法
6	総水銀	0.0005mg/L 以下	告示付表 1 に掲げる方法
7	アルキル水銀	検出されないこと	告示付表 2 に掲げる方法
8	P C B	検出されないこと	告示付表 3 に掲げる方法
9	ジクロロメタン	0.02mg/L 以下	規格 K0125 の 5.1,5.2 又は 5.3.2 に定める方法
10	四塩化炭素	0.002mg/L 以下	規格 K0125 の 5.1,5.2,5.3.1,5.4.1 又は 5.5 に定める方法
11	塩化ビニルモノマー	0.002mg/L 以下	付表に掲げる方法
12	1, 2-ジクロロエタン	0.004mg/L 以下	規格 K0125 の 5.1,5.2,5.3.1 又は 5.3.2 に定める方法
13	1, 1-ジクロロエチレン	0.1mg/L 以下	規格 K0125 の 5.1,5.2 又は 5.3.2 に定める方法
14	1, 2-ジクロロエチレン	0.04mg/L 以下	シス体にあつては規格 K0125 の 5.1,5.2 又は 5.3.2 に定める方法、トランス体にあつては、規格 K0125 の 5.1,5.2 又は 5.3.1 に定める方法
15	1, 1, 1-トリクロロエタン	1mg/L 以下	規格 K0125 の 5.1,5.2,5.3.1,5.4.1 又は 5.5 に定める方法
16	1, 1, 2-トリクロロエタン	0.006mg/L 以下	規格 K0125 の 5.1,5.2,5.3.1,5.4.1 又は 5.5 に定める方法
17	トリクロロエチレン	0.03mg/L 以下	規格 K0125 の 5.1,5.2,5.3.1,5.4.1 又は 5.5 に定める方法
18	テトラクロロエチレン	0.01mg/L 以下	規格 K0125 の 5.1,5.2,5.3.1,5.4.1 又は 5.5 に定める方法
19	1, 3-ジクロロプロペン	0.002mg/L 以下	規格 K0125 の 5.1,5.2, 又は 5.3.1 に定める方法
20	チラウム	0.006mg/L 以下	告示付表 4 に掲げる方法
21	シマジン	0.003mg/L 以下	告示付表 5 の第 1 又は第 2 に掲げる方法
22	チオベンカルブ	0.02mg/L 以下	告示付表 5 の第 1 又は第 2 に掲げる方法
23	ベンゼン	0.01mg/L 以下	規格 K0125 の 5.1,5.2 又は 5.3.2 に定める方法
24	セレン	0.01mg/L 以下	規格 K0102 の 67.2,67.3 又は 67.4 に定める方法
25	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/L 以下	硝酸性窒素にあつては規格 K0102 の 43.2.1,43.2.3,43.2.5 又は 43.2.6 に定める方法、亜硝酸性窒素にあつては規格 K0102 の 43.1 に定める方法
26	ふっ素	0.8mg/L 以下	規格 K0102 の 34.1 若しくは 34.4 に定める方法又は規格 K01020 の 34.1c（注（6）第三文を除く。）に定める方法（懸濁物質及びイオンクロマトグラフ法で妨害となる物質が共存しない場合にあっては、これを省略することができる。）及び公共用水域告示付表 6 に掲げる方法
27	ほう素	1mg/L 以下	規格 K0102 の 47.1,47.3 又は 47.4 に定める方法
28	1, 4-ジオキサン	0.05mg/L 以下	告示付表 7 に掲げる方法

備考

- 1 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。
- 2 「検出されないこと」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。
- 3 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、規格 K0102 の 43.2.1,43.2.2 又は 43.2.5 により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数 0.2259 を乗じたものと規格 K0102 の 43.1 により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数 0.3045 を乗じたものの和とする。
- 4 1, 2ジクロロエチレンの濃度は、規格 K0125 の 5.1,5.2 又は 5.3.2 より測定されたシス体の濃度と規格 K0125 の 5.1,5.2 又は 5.3.1 により測定されたトランス体の濃度の和とする。

規格：日本工業規格

告示：昭和 46 年 12 月環境庁告示第 59 号（水質汚濁に係る環境基準について）

①概況調査結果（検出項目のみ）

項目名	調査井戸数	検出された井戸数	検出範囲 (mg/L)	環境基準を超過した井戸数	環境基準値 (mg/L)
硝酸性窒素及び 亜硝酸性窒素	2	2	0.05～0.62	0	10

その他、カドミウム等27項目については、検出されなかった。

②継続監視調査結果

No	調査地区名	調査項目	調査井戸数	環境基準超過井戸数	環境基準超過項目	環境基準超過項目に係る過去5年間の超過状況(環境基準を超過した年度)
1	久保泉町	ジクロロメタン等 8項目	2	1	1, 2-ジクロロエチレン	21年度～23年度
2	大財北町	ふっ素、1, 2-ジクロロエチレン	1	1	ふっ素	24年度～25年度
3	大財	ふっ素、1, 2-ジクロロエチレン	1	0		
4	富士町	ヒ素	2	0		25年度